

令和5年第1回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和5年 3月 8日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 2号	令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について	8
6	議案第 3号	令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	17
7	議案第 4号	令和4年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	18
8	議案第 5号	令和4年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	19
9	議案第 6号	令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	19
10	議案第 7号	令和4年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について	20
11	議案第 8号	秩父別町個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について	22
12	議案第 9号	秩父別町個人情報保護審査会条例の設定について	24
13	議案第10号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	25
14	議案第11号	秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について	26
15	議案第12号	秩父別町営陸上競技場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について	28
16	議案第13号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	30
17	議案第14号	令和5年度秩父別町一般会計予算について	33
18	議案第15号	令和5年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	33
19	議案第16号	令和5年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	33
20	議案第17号	令和5年度秩父別町介護保険特別会計予算について	33
21	議案第18号	令和5年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	33
22	議案第19号	令和5年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	33

令和5年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和5年3月8日(水曜日)
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 3月8日 午前10時00分

出席議員(9名)

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員(なし)

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	竹内剛君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	大山達美君
住民課長	中野慎司君	企画課長	早川聡君
建設課長	宮武幸充君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員(なし)

出席職員

事務局長 笹木雄介君

書記 北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5番 藤岡浩文君

6番 中西伴浩君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和5年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 藤岡浩文君、6番 中西伴浩君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月10日までの3日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から3月10日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第2号から第19号までの18件がございます。次に発議が1件、さらに意見案が2件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがご

ございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員から、2月と3月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。

写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして誠に有難うございました。

2月2日の第1回町議会臨時会以後の行政執行の主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、副町長と教育長のご勇退につきまして、ご報告申し上げます。

この3月末をもちまして、副町長と教育長がご勇退されます。

昨年暮れに、お二方から退職したい旨の申し出があり、熟考いたしました結果、退職を承認したところでございます。

高鶴副町長につきましては、沼田高校を經まして札幌大学経営学部をご卒業の後、一時、民間会社にお勤めでありましたが、昭和59年10月に本町に奉職され、今日まで、建設課を除く全ての部署でお勤めになりました。

平成16年に総務課主幹として管理職に登用されて以来総務企画課長補佐、産業振興課長補佐を経て、企画課長、住民課長や総務課長の要職を歴任されてこられました。

さらに、平成29年の第1回町議会定例会におきまして満場の賛同をいた

だき副町長に選任され、同年4月から今日まで、本町の振興発展に多大なご尽力を賜りました。

高鶴副町長は、大変真面目な方ではありますが、一方では町民の皆さんや職員との宴席では、誰隔てなく接し、大きな信頼を得ていた方でございます。

また、財政畑を中心として、福祉や自治体法務など、幅広い分野に精通し、私が困ったときには、幾度となく助言をいただき、大変頼りにしていた方でございます。

任期を2年残してのご勇退でありますけれども、高鶴副町長の豊富なご経験や、高い見識をもって、今後も本町の発展のためにお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、小林教育長でありますけれども、札幌市の北稜高校を経て、北海道教育大学教育学部函館校をご卒業の後、稚内市立稚内東小学校において教員生活をスタートされました。

その後、北海道教育庁や道立教育研究所において要職を歴任され、平成19年4月からは北海道教育大学教育学部釧路校及び教職大学院の教授をお勤めになられました。

さらに、平成22年には学校長として、伊達市立関内小学校、伊達西小学校にお勤めの後、平成26年から2年間は秩父別小学校の校長としてご活躍いただきました。

本町で勤務されていた時には、親御さんをはじめ、多くの町民の方から「今の校長先生は素晴らしい方だね。」との本当に多くの声をいただいたところであります。

その後、滝川市立東小学校で定年を迎えましたが、小林教育長のお人柄や仕事に対する姿勢を鑑みて、本町の教育長にお迎えをした次第であります。

その後のご活躍は、議員の皆さんもご承知のとおりであり、まさに教育のプロとしてそのお力を遺憾なく発揮され、学習塾の開設や本町の子どもさんの学力向上をはじめ、多くのご貢献をいただきました。

また、義務教育学校開設に向けても、教育現場のご経験に裏打ちされた貴重なご助言をいただきながら、計画を進めてまいりました。

小林教育長の、教育者としての豊富なご経験や高い見識は、余人に代え

がたいものがありますが、止む無く退職を承認した次第であります。

高鶴副町長と小林教育長の、今後のご活躍とご多幸をお祈りさせていただきます。

次に、1月26日付けで、総務課の佐藤主事が退職いたしました。

突然の申し出で驚くとともに、慰留に努めましたけれども、本人の意志が固く止む無く退職を承認したところであります。

佐藤主事は、令和2年に役場に奉職されて以来、企画課、建設課でお勤めになりご活躍をいただきました。

真面目で几帳面な性格で、堅実かつ適切な事務対応に心がけてこられた方でありました。

佐藤君の、今後のご活躍とご多幸をお祈りさせていただく次第であります。

また、この3月31日をもちまして、教育委員会の高田主事が退職いたします。

高田主事は、平成29年に役場に奉職され、住民課と教育委員会で勤務をいただきました。

温厚なお人柄で、町民にも優しく接してこられ、意欲的に職務に精励されていただけに残念でありますけれども、本人の強い希望でありますので、やむなく退職を承認した次第であります。

高田さんの、今後のご健康とご多幸をお祈りさせていただく次第であります。

次に、職員の新規採用について申し上げます。

本年度は、一般事務職2名と消防職1名の合わせて3名を採用いたします。

一般事務職は、深川市出身で北海道文教大学卒業の吉澤優希さんと、雨竜町出身で令和2年に滝川西高等学校を卒業され、本年3月に専門学校を卒業予定であります鈴木 魁さんの2名であります。

また、斜里町出身で、斜里高等学校を卒業し、現在、利尻礼文消防事務組合に勤務されております穴戸大喜さんを消防職として採用いたします。

3名とも職員採用試験を優秀な成績で合格した方であり、大いにご期待を申し上げます。

さらに、佐藤主事の突然の退職を受けまして、追加の募集を行いまして、

今月の2日に教養試験、適性試験、さらに面接を実施いたしましたけれども、試験問題の提供を受けております、日本経営協会総合研究所から、まだ教養試験と適性試験の結果がまいておりませんので、その結果を踏まえて、採用者が増えることもありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

教育行政報告として始めに、小中一貫教育についてご報告申し上げます。

令和3年5月に澁谷町長から、本町の児童生徒数の減少に伴う将来の小中学校の適正規模や教育システムの在り方、並びに中学校の老朽化に伴う校舎改築等について検討・協議するよう指示があり、町教育委員会として秩父別町学校施設整備検討委員会等を設置し、小・中学校の現状など様々な課題について十分な話し合いを重ねてまいりました。

その結果、同年8月に小中一貫教育に関わる方針や義務教育学校開設に向けたスケジュールなどを明示させていただいたところでございます。

その方針とスケジュール等を踏まえ、令和5年4月1日から小学校から中学校への円滑な接続を図る施設隣接型の小中一貫教育をスタートさせることにいたしました。

小中一貫教育とは、子どもたちや教職員、保護者、地域住民の方が本町の歴史・伝統・文化を通して繋がり合うとともに、9年間の同じ教育目標のもとで確かな学力や豊かな心、逞しい体力をはじめ豊かな人間性を円滑に育む教育システムであります。

今後の具体的な取り組みといたしましては、まず、小・中学校間で子どもたちの実態を共有した上で、小中9年間で目指す学校像や教育目標、指導する重点項目などについて改めて検討し、小中一貫教育推進のためのグランドデザイン、いわゆる全体構想を作成します。

次に、9年間を見通した教育課程の編成や指導方法の工夫改善を図り、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力

や人間性の涵養などに努めます。

また、小学生による中学校体験入学や中学校の学習・生活ガイダンス、合同の学校行事の実施など、小中学校間の積極的な交流を通して、子どもたちが安心して学校生活を送れる教育環境づくりを進めます。

なお、取り組みの進捗状況につきましては、広報ちっぷべつや町のホームページ等を活用して積極的に情報提供したいと考えております。

小中一貫教育のスタートに当たり、学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

次に、3月1日現在における令和5年度4月からの児童生徒数、小中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校の全児童数は、今年度と比較して11名減の98名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は1年生が12名、2年生16名、3年生18名、4年生18名、5年生が19名、6年生が8名になります。

また、特別支援学級は知的、情緒、言語、病弱の7名、4学級になりますので、全学級数は10学級編制となります。

教職員数ですが、病弱学級が1増となるため校長・教頭・教諭は13名、養護教諭と事務職員が2名の計15名となる予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が17名、2年生が8名、3年生が21名となります。

また、特別支援学級の生徒数は、知的学級と情緒学級の生徒4名増となりますので、全生徒数は昨年度と比較し12名増の50名となります。

次に、全学級数ですが、特別支援学級が2増になりますので、今年度は5学級編制となります。

最後に、教職員数ですが、今年度と比較して3名多い計14名が配置される予定であります。

最後に、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について申し上げます。

本調査は、全国の小・中学校が児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣などを把握・分析することにより、学校における体育・健康等に関する指導の改善に役立てることを目的に実施しているものであります。

対象児童生徒は小学5年生と中学2年生で、50メートル走、立ち幅跳び、

ソフトボール投げなど8種目の実技調査と質問紙調査を昨年4月から7月に行いました。

本町の状況ですが、全ての実技種目の成績を合計した体力合計点で比較しますと、小学校男子は全国平均を8.2ポイント、女子は5.0ポイント上回りました。

中学校男子は全国平均を0.9ポイント上回りましたが、残念ながら女子は7.1ポイント下回りました。

また、種目別では、小学校では8種目中、ソフトボール投げと反復横跳び、立ち幅跳びなどの7種目で男女共に全国平均を上回りましたが、長座体前屈という柔軟性をみる種目は全国平均を下回りました。

中学校では男子は、50メートル走と立ち幅跳び、ハンドボール投げなどの5種目で全国平均を上回りました。

女子は、立ち幅跳び1種目のみが全国平均を上回りました。

また、質問紙調査のうち「体育の授業は楽しいですか」という問いに対する回答では、「楽しい」と「やや楽しい」を合わせると、小学校の男子、女子、中学校の男子が100%、中学校女子は72.8%という結果になりました。

全国平均と比較しますと、小学校男子は6ポイント、女子は10.5ポイント、中学校男子は9.1ポイント上回りましたが、残念ながら中学校女子は11ポイント下回りました。

小・中学校では、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、子どもたちの体力・運動能力向上のため、感染症対策と教育活動の両立を図りながら組織的な授業改善や望ましい生活習慣の確立など粘り強く取り組みを進めていただいているところではありますが、引き続き、こうした取り組みの充実を図ることが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今回の結果を踏まえ、これまでの取り組みの更なる改善・充実を図り、本町の子どもたちが、運動やスポーツを通じて体力・運動能力を高め、生涯にわたって幸福で豊かな生活を実現するための基礎を培うことができるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となった効果的な取り組みの充実を推進してまいります。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度全国体力・運動能

力、運動習慣等調査の報告といたします。以上でございます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 議案第2号「令和4年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第5、議案第2号「令和4年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第2号に対しての質疑を行います。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

1点質問させていただきます。16ページ19節扶助費なのですが、子育て支援水道料金助成が減額になっていますが、これの主な要因とといいますか、分かる範囲で教えてください。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（中野君）

総務課長から説明があった通りです。子育て支援の水道料金助成につきましては、町全体の基本料金の助成の施策を実施しております。

よって、町民全体が補助を受けているため、子育て世帯の水道料金は補助対象からは外れると。

ただ、子育て世帯は町民全体が助成になっておりますので、負担はないというような事でございます。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

5 番（藤岡君）
はい。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 大野君。

8 番（大野君）
17 ページ、第 4 款衛生費。衛生費の中の 12 節の委託料について、ちょっと質問いたしますけれども。
980 万円残額、人間ドックの各種予防接種、そういったもの 980 万円程減額になっています。

これはおそらく利用実績の部分で下がって減額していると思えますけれども、980 万円の減というところかなり健康診断・人間ドック、受けている人が少なかったという事で理解してよろしいのでしょうか。

どの位の人数が少なくなっているのか、分かりましたら教えてください。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

委託料の減額の関係でございますが、一つは今回各種健診の中で脳の健診がですね、これはコロナ禍の関係がございまして、委託先で実施することが出来ないというようなことで中止としました。そのことが一つであります。

それと人間ドック、住民健診等の各種健診が当初見込んでいたよりも全体的に受診者数が下がったということが一つであります。

一番大きい金額の減額の要因なのですけれども、新型コロナ予防接種、集団接種をですね多く活用したことで、個別接種で打つよりも、個別接種分の計画が減ったため、こちらの委託料集団接種を多く利用することで委

託料の使用が減るものですから、そういったことが新型コロナの関係で730万程、当初見込んでいたより減額した。これが主な要因でございます。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）
今の説明ですとワクチンの接種、これによって今までの予算よりも少なかったから減額したというふうな理解でよろしい。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）
説明が下手ですみません、集団接種に関わる分については委託料ではなく別な科目で見ているものですから、個別で打った委託料を先生に払う分、診療所に払うのですけれども、そこが落ちて集団接種が増えたということでご理解いただきたいと。

別な科目で集団接種した分は見ていますので、この科目では落ちていませんけれども、実際の数字はそんなに落ちていないということでご理解いただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。 大野君。

8 番（大野君）
予防接種の部分では分かりましたけれども、あと脳健診、脳ドックこれが今回やらなかったということで、これは来年度予算の方に脳ドックの予算あたりはやっぱり増額する、脳ドック受けられなかった人が来年度もそれだけ多く受けられるということで、そういうふうに理解してもよろしいですか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

今年度につきましては、委託先がコロナの関係で検査を実施することが出来ないということで中止をしております。

次年度につきましては、そのような事態が起きなければ予定通り実施を
してまいりたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）
いいですか。

8 番（大野君）
はい。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

すみません、脳ドックにつきましては隔年でですね、実施をしております。

従いまして、答弁を訂正させていただきますけれども、次年度につきましては、相手先のこともございますので、実施がちょっと難しいかもしれないという状況です。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

8 番（大野君）
はい。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

一点、19 ページ 7 款 1 項 2 目 18 節の負担金なのですけれども、500 万補正して皆減なのですけれども、総務課長の説明では道の事業を活用したから必要なくなったということによろしいですか。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

本町独自の秩父別温泉宿泊等割引事業の関係だと思いますが、これにつきましては当初補正をした時にご説明をさせていただきましたけれども、北海道の割引事業が実施している間は本町の事業は実施せずということで、今回北海道の割引事業が 12 月 20 日で終わる予定でしたが、3 月 31 日まで延長されましたので、本町の独自事業は実施しないということで減額をさせていただきました。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

有難うございました。コロナですすね、うちの温泉も大分客足が落ちて委託料も増額をさせていただいているのですけれども、テレビや何かで拝見すると大分、こう人の出が多くなってきたという報道が多く見受けられるのですけれども、いつからって言ったらちょっと難しいところがあるのでしょうかけれども、お手持ちの資料がもしあるのであればですね、報道で言われている観光客が増えてきたよ、人出が多くなってきたよという、去年の暮れから今年にかけてですかね、客足はどうか、ちょっと補正とは直接は関係ないのですけれども、もし手持ちに資料があれば教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

すみません、細かい数字につきましては手元に資料がないのでお答えすることが出来ないのですが、感じとしては大体温泉の入浴、日帰り客、それと宿泊については昨年度より増えてきておりますけれども、ただコロナ前の状況から比べますとまだまだ及んでいないという状況であります。若干ずつ増えてきております。

ただし、宴会につきましては、まだまだ元に戻ってきていないという状況ではございます。

2 番（金子君）
有難うございました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）
消防についてお伺いします。備品購入費で690万、約700万近くの減額となつてございますけれども、消防自動車、これ特殊な車で作っているところが、そんなにはないはずですよ、それで髓契なのか入札なのかその辺、まずお聞かせ願いたいと思います。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（竹内君）

消防車の購入につきましては、昨年4月5日の日に入札を行って契約を行つてございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

入札ということは、何社か指名先があったということでしょうか。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（竹内君）

当然入札ですので、応札した事業者3社で行ってございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

その場合ですね、予定価格っていうのは当然先に示した形での入札だったのかどうか。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（竹内君）

予定価格は非公表で行ってございます。

4 番（岡崎君）

公示していない。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（竹内君）

はい、公示はしてございません。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
いいですか。他に質疑はございませんか。 藤岡君。

5 番（藤岡君）
23 ページ 10 款 1 項 3 目の教育指導費の中の外国語指導助手が早期帰国されたということなのですが、その後の対応といたしますか、代わりの方がいらっしゃってもう指導されているのか、いない場合は今後どのような対応をされる予定なのか教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
教育次長。

教育次長（塩地君）

ただ今のご質問ですけれども、次の方が 8 月から着任をさせていただいて、小中学校に行かれております。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

5 番（藤岡君）
はい。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 眞島君。

3 番（眞島君）
16 ページ児童福祉総務費の第 12 節委託料についてお聞きしたいのですが、予定より 1,500 万の減額、ご説明の中では職員がいないという

ことであつたのですけれども、これ正規の人数からどれ位の人数が減額されているのか、ちょっとお聞かせ願いたいなど。正規では何人いて今現在何人足りないのか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

認定こども園の人件費の関係の予算でございますが、当初予算編成時は常勤の保育士12名というようなことで、編成時は積算をしております。

その後、職員の求人1年間行っておりましたが、補充には至らずですね、常勤の保育士8名となっておりますが、その分の差額の人件費分が余剰になったということでございます。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

常勤が8名ということは、臨時もまだいらっしゃるのですよね、臨時は何人位いらっしゃるのですか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

臨時の方も、季節的に働かれています方も含めてなのですからけれども、6名程の短期の臨時の方がお勤めいただいております。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

分かりました。大変職員の採用には苦勞されていると思うのですけれども、実質、今現在どれ位の状況か知りたかったものですから。

分かりました、以上でございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

（日程第6 議案第3号「令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」

議 長（寺迫君）

日程第6、議案第3号「令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

(日程第7 議案第4号「令和4年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第7、議案第4号「令和4年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第5号「令和4年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第8、議案第5号「令和4年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第6号「令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第9、議案第6号「令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第6号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第10 議案第7号「令和4年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第10、議案第7号「令和4年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第7号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

1条路線の水道管更新についてちょっと伺いたいと思います。

2,400万の工事費の予算の中で、1,000万強が減額となったということでございますが、設計変更というお話でございますが、当初どの程度の工事を予定されていたのか。

実際の工事区間どこからどこまでといたしますか、どの程度の工事されたのかっていうのを教えていただけますか。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（宮武君）

町道1条路線の水道管の更新工事ですが、当初計画では625メートルを予定しておりました。

ただ、その地質の調査の結果ですね、1条5丁目付近の交差点、40メートル部分の改修で済むというようなことになりまして、大幅な設計変更による減額となったものです。以上です。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

当初625メートルということでしたが、そこまで更新する必要はなかったという判断でよろしいですね、有難うございます。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

5 番（藤岡君）

はい。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。
（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

午前11時25分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

再開をいたします。

(日程第11 議案第8号「秩父別町個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第11、議案第8号「秩父別町個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

第4条ですか、第4条に秩父別町個人情報保護審査会というのが明記されているのですけれども、今現在この審査会というのはないと思うのですけれども、それともあるのでしょうかね。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（竹内君）

審査会につきましては、現行の条例の中で設置することということで規定が、されてございます。

今回、この条例で保護条例が廃止になりますので、次の議案で説明させていただきますけれども、新たに審査会の設置をするものでございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

少し認識不足でした。次の議案でまた質問させていただきます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

(日程第12 議案第9号「秩父別町個人情報保護審査会条例の設定について」)

議 長（寺迫君）

日程第12、議案第9号「秩父別町個人情報保護審査会条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

今の説明で、ほぼ分かりました。

先程の件なのですけれども、そうすると現在も5名以内でしたか、審査会の委員が既に町長から委嘱されて、その方がいらっしゃるかと。

それが引き続き、この条例に基づく委員になるよということで、よろしいのですね。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

今、岡崎さんがおっしゃったように、個人情報保護条例の中に審査会入っていたものですから、個人情報保護条例がなくなると同時に審査会もなくなる。

それで新たに審査会の設置を謳った訳ですけれども、今の委員さんがそのままなるかっていうと、これから5年4月からのことですので、今の方がそのまま引き続き委員さんになるかというのは、これから考えさせていただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）

附則の第2条ですか、2条では今現在の委員である者は、この条例の施行の日に第4条の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。というように書かされているのですけれども、必ずしも同一の人間が、また、なるよという意味ではないと。するつもりは、あるのかないのか、といったことは別として、しなきゃならない、ということもないのですね。

町 長（澁谷君）
そうですね。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

（日程第13 議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第 13、議案第 10 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 10 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 10 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第14 議案第11号「秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第 14、議案第 11 号「秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 11 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。金子君。

2 番（金子君）

新たな基金を創設するというところでございますが、これは大変私も賛成といたしますか、賛同出来るものでありますが、現時点で町長はこの基金を積み立てるための構想というのをお持ちであれば教えていただきたいと思っております。この基金を将来どういうふうに。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

具体的にですね、どの建物に何をなんぼ充てるっていうのはありませんけれども、実はですね、ふるさと納税が非常に堅調でありまして、財政調整基金をあまり膨らませたくないというのが、頭が一つあります。

それから、これから町の施設どんどん古くなってまいりますので、必ず建物の維持補修あるいは修繕にお金がかかってまいります。

その時に、そこから手当をしたいということで考えておりますし、法律でですね、5月末で余った金額の半分以上は財調か減債基金に積まなければいけないという規定があるものですから、その前にこちらに積んでしまいたいというのが正直なところでございます。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

有難うございました。建物、箱物作ればですね、今町長おっしゃったように修繕もかかりますし、本当に古くなったら、これから中学校のことも課題に上がるのだらうと思うのですけれども、なるべく有益な基金を創設してですね、将来に備えていただきたいと思っております。以上です。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 11 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第12号「秩父別町営陸上競技場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第 15、議案第 12 号「秩父別町営陸上競技場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 教育次長。

教育次長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 12 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

一点ですけれども、陸上競技場たくさんのお金をかけて備品も揃えております。

それと備品を保管している倉庫といたしますか、格納庫といたしますか、それもあります。

それらの処理と言ったら語弊がありますけれども、その備品と陸上競技場を廃止になった後の格納庫といいますか、物品庫といいますか、そのこの活用について今案があるのであれば、示していただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（竹内君）

陸上競技場、この条例が可決した後につきましては、行政財産から普通財産に移ることになります。

今後の倉庫等の活用につきましては、今後検討していくことになると思います。

今の時点で何に使うということは決定しておりませんが、しばらくの間、今入っている備品の保管はしていかないといけないと考えておりますので、今後関係者と協議しながら進めていければと思っています。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

内容はよく分かったのですが、今金子議員がおっしゃった中にある備品でしょうか、あれは最終的に近々に処分しなければならないと思うのですが、その辺はどのような考えになっているのでしょうか。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）
物置はそのまま使えるとっておりますけれども、中にある物ですけれ

ども、何分 30 年前に買った物でございまして、見たらハンマー投げのハンマーほとんど錆びてましたし、おそらく使える物はないだろうという判断でございまして、どこかでは廃棄していかなきゃいけないと思っている。

それはただ、今の段階であそこを今のところこれに使いたい、あるいはこれだけのスペースが必要だということがないものですから、しっかり中身を考えながら、もし作業出来る物があれば、どこかの町でも使える物があればお話していきたいというふうに思っております。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 12 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第13号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第 16、議案第 13 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 13 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。岡崎君。

4 番（岡崎君）

第 16 条で所得割であるとか資産割であるとか均等割だとかってというのが、それぞれ変更になっているのでありますけれども、資産上はおおむね個人個人にしてみれば上がるのですか、下がるのですか。

議長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（中野君）

上がるのか下がるのかということなのですが、基本的に保険料についてはですね、今所得割、資産割、均等割、平等割ということで、それぞれ率を定めて集めさせております。当然所得が多い方は限度額を超えることもありますし、中間所得層の方は所得割の率に応じて保険料がかかりますし、所得が低い方については、それぞれ軽減措置もございますので、一概にこう上がる、上がらないという判断はちょっと難しいのかなと思います。

ただ、必要な保険料率を適正に定めていく。北海道が目指している統一保険料に向けてですね、まずは本町は 4 方式、資産割も含めた集め方なのですが、それを資産割を除いた方式、まずそこに整えなさいということがございまして、現行資産割 100 分の 10 というような率を段階的に今回の改正では 7.5 に資産割を引き下げて、というような考えで令和 8 年度には資産割を 0 にしたいというような、ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

議長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

例えば所得も資産も今と全然変わらないよという方もいらっしゃると思

うのですよね。そういう方がどうなるのかっていう試算とは、やっていないということですか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

資産割が最終的にはなくなる訳ですから、固定資産、いわゆるそういう財産がない方については、その分の割合が減ってきます。

ただ、その資産割で集めていた保険料は所得割の率に、もしくは均等割の率に振り替えて、そちらは上がっていくことになりますので、所得に応じて上がる方、下がる方いらっしゃるかと思います。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 26 分

再開をいたします。

**(日程第17 議案第14号「令和5年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第18 議案第15号「令和5年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、
日程第19 議案第16号「令和5年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、
日程第20 議案第17号「令和5年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、
日程第21 議案第18号「令和5年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、
日程第22 議案第19号「令和5年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)**

議 長 (寺迫君)

日程第 17、議案第 14 号「令和 5 年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第 18、議案第 15 号「令和 5 年度秩父別町国民健康保険事業特別会
計予算について」、

日程第 19、議案第 16 号「令和 5 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計
予算について」、

日程第 20、議案第 17 号「令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計予算に
ついて」、

日程第 21、議案第 18 号「令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会
計予算について」、

日程第 22、議案第 19 号「令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計予算に
ついて」、

以上 6 件を一括議題といたします。

審議に先立ちまして、町長から令和 5 年度秩父別町予算編成方針を伺い
ます。 町長。

町 長 (澁谷君)

別紙「令和 5 年度秩父別町予算編成方針」により朗読

議 長（寺迫君）

以上で、令和5年度秩父別町予算編成方針を終わります。

続きまして、各会計の概要について説明を求めます。最初に一般会計予算について説明をお願いします。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第14号から議案第19号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに、いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

（延会宣言）

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月9日午後4時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦勞様でございました。

延 会 午後 1時55分